

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
長野市	18 篠ノ井川柳地区	令和3年3月16日	令和5年3月20日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	116.20 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	74.63 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	37.91 ha
i うち後継者未定(目処はついていない)の農業者の耕作面積の合計	14.18 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	23.73 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	10.64 ha

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・地区全体において、高齢化が進み、後継者・担い手の確保が困難である。 ・不在地主の増加に伴い、耕作放棄地が拡大しており、特に山際の農地は山林化が進んでいることから、将来的に農地としての活用が困難な状況にある。 ・果樹園は、山手の傾斜地を中心に耕作者の異なる不整形で狭小な農地が多いため、基盤整備を進めることが困難であるが、りんごの栽培を継続するには、農道やかん水施設などの農業用施設の整備が不可欠である。 ・今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70歳以上で後継者不明の農業者の耕作面積の方が多く、新たな受け手の確保が必要である。

※ 地区の話し合いにおいて出された意見を基に「地区の課題」を作成

3 対象地区内における中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針

<p>当面は、現在の耕作者が営農を継続するが、将来的には、水田については中心経営体である法人A及び法人BとCさんを中心に、畑地及び樹園地については法人D及び法人EとFさん、Gさんを中心に担うほか、新規就農者の育成や認定農業者等の受入れを促進することで対応していく。</p>
--

※ 現在、中心経営体(担い手)として人・農地プランに掲載されている人数： 17人

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

<p>○基盤整備事業に関する取組方針 農業の生産効率の向上や農地の集積・集約化を図り機械化を促進するため、農地の段差解消を含む区画整理や農道、用排水路及びかん水施設の整備など基盤整備事業の実施について検討する。</p>
<p>○荒廃農地の拡大防止に関する取組方針 耕作者の高齢化や後継者不足、不在地主の増加に伴い遊休荒廃地が拡大傾向にあることから、農地周辺の草刈りなど環境整備事業の実施や、平場で条件的にも有利な遊休農地を復元し、拡大希望者等を中心に利用を図るなど、荒廃農地の拡大防止に関する取り組みについて検討する。</p>

※ 「2 地区の課題」を解決するため、及び「3 中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針」を促進するために必要と思われる地区の取り組みについて記載